

(4) 申請について

Q4- 1 提出書類はどこでもらえますか？

Q4- 2 申請書等に不備がないか不安です。申請前に相談や確認をしてもらうことは可能ですか？

Q4- 3 申請書の記入方法がよくわからないのですが、記入の仕方を教えていただくことは可能ですか？

Q4- 4 書類の提出は、本人以外でもできますか？

Q4- 5 提出書類を郵送してもいいですか？

Q4- 6 事前審査申請や交付申請に予約は必要ですか？

Q4- 7 事前審査申請は必ずする必要があるのですか？

Q4- 8 事前審査申請の申込みをできるのはどの時点ですか？建築確認申請前の状態で助成金の事前審査申請をすることは可能ですか？

Q4- 9 交付申請書類の提出期限は、いつまでですか？

Q4-10 工期が遅れ、交付申請が期限までに間に合いません。どうしたらいいですか？

Q4-11 「住宅の所有権保存（移転）登記の受付日」と「土地の登記名義人の住所変更の受付日」から30日以内に引越しが完了できず、交付申請ができません。どうしたらいいですか？

(4) __申請について

Q4-1	提出書類はどこでもらえますか？
A	三沢市役所本館 2 階政策調整課で配布しているほか、三沢市移住サイトからダウンロードできます。 https://misawa-iju.com/hojokin/
Q4-2	申請書等に不備がないか不安です。申請前に相談や確認をしてもらうことは可能ですか？
A	対応可能です。ただし、事前に政策調整課 0176-53-5111（内線 532）までご連絡いただき、来庁日時を予約をしていただくようお願いいたします。 ご予約がない場合はお待ちいただくこともございますので、ご了承ください。
Q4-3	申請書の記入方法がよくわからないのですが、記入の仕方を教えていただくことは可能ですか？
A	対応可能です。ただし、事前に政策調整課 0176-53-5111（内線 532）までご連絡いただき、来庁日時を予約をしていただくようお願いいたします。 ご予約がない場合は、お待ちいただくこともございますので、ご了承ください。 また、来庁時に必要書類をそろえてお持ちいただければ、そのまま申請することもできますので、必要書類をお持ちいただけるとスムーズです。
Q4-4	書類の提出は、本人以外でもできますか？
A	住宅と一緒に居住するご家族の方や住宅建築の施工依頼等を受けた事業者が、提出を代行することは可能です。 ただし、住宅建築の施工依頼等を受けた事業者が代行する際は委任状（別紙 1）をご提出ください。また、委任状は委任する本人が必ず自署してください。
Q4-5	提出書類を郵送してもいいですか？
A	申請時に書類に不備・不足がないかを確認し、注意点などをご説明するため、できる限りご持参をお願いしております。 どうしてもご持参が難しい場合は、三沢市役所 政策調整課宛に郵送ください。 なお、受付期間内に申請書類がすべて揃わない場合、受付出来ませんのでお早めにご提出ください。

Q4-6	事前審査申請や交付申請に予約は必要ですか？
A	予約は不要です。 ただし、提出書類の記入方法や不備の有無等を確認したい場合は、お時間をいただくためご予約をお願いいたします。

Q4-7	事前審査申請は必ずする必要があるのですか？
A	事前審査申請は必ず行ってください。事前審査を受けていない方は、交付申請ができませんのでご注意ください。 また、申請希望者を把握するためにも、交付申請を考えている方は、予算残額の有無に関わらず事前審査申請をするようお願いいたします。

Q4-8	事前審査申請の申込みをできるのはどの時点ですか？ 建築確認申請前の状態で助成金の事前審査申請をすることは可能ですか？
A	確認済証が発行された時点で、事前審査申請に必要な書類がそろいますので、確認済証がお手元に届いてから、事前審査をお申し込みください。建築確認申請前のお申込みは受付できませんのでご注意ください。 建売・中古購入の場合は、契約が済んだ時点でお申込みが可能となります。

Q4-9	交付申請書類の提出期限は、いつまでですか？
A	「住宅の所有権保存登記の受付日または所有権移転登記の受付日」と「土地の登記名義人の住所変更の受付日」から 30 日以内に行ってください。ただし、最終期限は令和 8 年 2 月 27 日(金)となります。

Q4-10	工期が遅れ、交付申請が期限までに間に合いません。どうしたらいいですか？
A	交付申請期限の令和 8 年 2 月 27 日までに、引越しを済ませて申請書類をご提出いただけない場合は、今年度の助成金の交付はできません。次年度も当該助成金が継続される場合は、次年度の助成対象者として取扱いいたします。 ただし、特別な事情がある場合は、対応を検討いたしますので、政策調整課 0176-53-5111（内線 532）までご相談ください。

Q4-11	「住宅の所有権保存（移転）登記の受付日」と「土地の登記名義人の住所変更の受付日」から 30 日以内に引越しが完了できず、交付申請ができません。どうしたらいいですか？
A	内覧会により引越しができない等のご事情がある場合は対応いたしますので、政策調整課（0176-53-5111 内線 532）までご相談ください。